

## 中部地区英語教育学会・会則

- 第1条 本会は中部地区英語教育学会と称する。
- 第2条 本会の事務局は運営委員長の勤務校におく。
- 第3条 本会は英語教育、その他ひろく言語教育に関する研究を行い、学としての英語教育学の確立、ならびに発展をはかることを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するためにつぎの活動を行う。
1. 学会、研究集会、研究発表会などの開催
  2. 紀要の刊行
  3. その他必要な事業
- 第5条 本会はつぎのもののうち、入会を希望するものをもって組織する。
1. 中部地区において英語教育、その他ひろく言語教育にたずさわるもの、またはこれに関心をもつもの
  2. その他、本会の趣旨に賛成するもの
- 第6条 本会につぎの役員をおく。
1. 会長 1名 副会長 2名
  2. 運営委員長 1名 運営委員 若干名
  3. 編集委員長 1名 編集委員 若干名
  4. 会計委員 1名
  5. 会計監査 2名
- 第7条 役員はつぎのようにして定める。
1. 運営委員および会計監査は総会において選出する。
  2. 会長および副会長は運営委員会において選出する。
  3. 運営委員長および編集委員長は運営委員会において互選する。
  4. 編集委員、会計委員は運営委員会において選出する。
- 第8条 役員の仕事をつぎのとおり定める。
1. 会長は本会を代表し会務を統括する。会長に事故あるときは副会長がこれを代行する。
  2. 運営委員は運営委員会を組織し、学会の運営、および他団体との関係などにあたる。
- 第9条 役員の仕事について
1. 会長、副会長、運営委員長の任期を2か年とし、再選を妨げない。ただし、2期4年までとする。
  2. 運営委員、会計委員、会計監査の任期を2か年とする。ただし、再選を妨げない。
  3. 編集委員長、編集委員の任期を3か年とし、引き続きの再選は認めない。
- 第10条 本会に名誉会長・顧問をおくことができる。名誉会長・顧問は運営委員会において推挙する。
- 第11条 総会は毎年1回これを開く。総会の議長は総会において選出する。
- 第12条 本会の経費は会費1人年額5,000円(学生4,000円)、その他の収入による。  
会費は総会の際に直接納入するか、あるいは郵便振替(00750-1-50668)によって納入先中部地区英語教育学会に送金する。
- 第13条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第14条 本会則は総会において出席者の3分の2以上の賛成があれば、変更することができる。

### 附則

この会則は昭和46年7月4日から施行する。

平成9年6月28日一部改正

平成10年6月27日一部改正

平成12年6月23日一部改正

平成13年6月23日一部改正

平成14年6月29日一部改正